

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、婚姻前に国民年金の加入手続を行い、婚姻後は夫の国民年金保険料と一緒に未納期間を生じないように納付してきた。平成 22 年 11 月に夫の納付記録が見つかったため、申立期間①と申立期間②のうち昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの保険料は納付済みに記録が訂正されたこともあり、私の申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、A 市 B 区の国民年金被保険者名簿により、それぞれの期間の検認記録欄に年月日等の記載があったことから、年金事務所では保険料が納付されていたものと推認し、平成 22 年 11 月に未納から納付済みに記録訂正している。

また、同区の申立人の被保険者名簿においても、それぞれの期間の検認記録欄に、夫と同じ日付等が記載されていることなどを踏まえると、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料については、夫と同様に納付されていたものと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間②のうち昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間については、保険料と一緒に納付していたとする夫も未納であり、当該期間直後の保険料は夫婦とも免除となっている。

また、申立期間③についても、夫の保険料が未納であり、A 市 C 区の被保険

者名簿により、申立人及びその夫の保険料は、昭和56年10月以降、D社E店の申立人名義の口座から自動振替により納付されていることが確認できるものの、当該口座の出金明細書によると、申立期間③の保険料は残高不足のために振り替えられていなかったことが確認でき、申立人はその後、申立期間③の保険料を納付書により納付したかどうかについての記憶が定かではない。

さらに、申立人が申立期間②のうち昭和54年4月から55年3月までの期間及び申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から46年9月まで
② 昭和53年1月から54年3月まで

申立期間①については、いつから国民年金保険料の納付を始めたか等の記憶は定かでないが、職場の同僚には保険料納付の勸奨状が届いていたものの、自分には勸奨状が届いた記憶が無いので、私は申立期間①の保険料を納付していたのだと思う。

申立期間②については、当該期間より前は約6年間の保険料を、当該期間後は全ての保険料を納付しており、当該期間の保険料のみを未納にするはずはない。

申立期間①及び②の保険料を納付したのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和46年10月以降、申立期間を除き国民年金保険料を60歳に到達するまで全て納付済みであり、申立期間②は15か月と比較的短期間である上、申立期間直前の52年4月から同年12月までの保険料については、平成21年11月19日に未納から納付済みに記録訂正が行われており、申立人に係る記録管理が不適切であった状況もうかがえることなどを踏まえると、申立期間の保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年4月以降に、時期は不明ながら不在者として扱われていたことが確認でき、申立人は保険料の納付方

法及び納付場所等に関する記憶が定かでない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額が18万円であると認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成18年2月は26万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月1日から同年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたが、平成18年6月29日付けで、同年2月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成18年9月1日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立事業所の他の従業員4人についても、申立人と同時期に標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立事業所の代表取締役は、「私は名義を貸しただけで、別の人が経営していたが、内容を知れば知るほど大変な経営実態なので、本体であるB社に影響が及んだらまずいということで、平成18年9月1日に、

介護部門を切り離して、C社を新たに立ち上げた。」と回答しているところ、滞納処分票及び不納欠損決議書により、遡及訂正が行われた同年6月当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成18年6月29日付けで行われた標準報酬月額の見直し処理は事実上即したものと認められ、申立人について同年2月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録処理があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人から提出された申立期間の給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年2月は26万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給料支払明細書のとおり報酬月額の届出を行い、被保険者負担分の厚生年金保険料については、給料支払明細書に記載した控除額のとおり納付した旨回答しているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は18万円であることが確認できることから、事業主は給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っていない上、不納欠損決議書によると、前述した遡及訂正後の保険料についても、平成18年3月から同年8月までの保険料が未納のままであることなどから総合的に判断すると、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年5月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月11日から同年6月1日まで
② 昭和48年5月26日から同年6月1日まで

私は、入社して、定年退職するまでA社に継続して勤務していた。

申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないのは、転勤の際における会社の手続の誤りであると思われる。

申立内容を証明する資料は持っていないが、毎月給与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の回答から判断すると、申立期間①及び②において、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年5月11日にD社E支店からA社B支店に異動、及び48年5月26日に同社B支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店におけ

る昭和 43 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5 万 6,000 円とし、申立期間②の標準報酬月額については、同社 C 支店における 48 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している申立人の A 社 B 支店における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、昭和 43 年 6 月 1 日資格取得と記載されており、同社 C 支店が作成した資料によると、48 年 6 月 1 日資格取得と記載されていることが確認できることから、事業主は、申立期間①及び②における申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日について誤った日付を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 43 年 5 月及び 48 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社B工場）における資格喪失日に係る記録を昭和42年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月21日から同年8月21日まで

平成22年4月15日に、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない旨の回答を日本年金機構から受け取った。私は、D社に昭和42年3月27日に入社して以来、定年まで継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社E（D社グループの人事・総務・経理を統括している事業所）から提出された人事記録及び当該事業所における事務担当者の供述等により、申立人はD社グループ企業に継続して勤務し（昭和42年8月21日にA社B工場からD社Gサービスセンターに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年6月のA社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日が、前述の被保険者原票における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致しており、公共職業安定所及び

社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ離職日（退職日）と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 42 年 7 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成11年10月から16年8月までは34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11年10月から12年9月までは28万円、同年10月から15年8月までは26万円、同年9月から16年8月までは28万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から16年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内で

あることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成15年4月については34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から15年3月までの期間及び同年5月から16年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成11年10月から13年9月までは20万円、同年10月から14年9月までは19万円、同年10月から16年8月までは20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11年10月から15年8月までは16万円、同年9月から16年8月までは17万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年10月1日から16年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内で

あることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成15年4月については20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から15年3月までの期間及び同年5月から16年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成11年10月から12年9月までは26万円、同年10月から14年9月までは50万円、同年10月から15年8月までは44万円、同年9月から16年8月までは28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11年10月から12年9月までは22万円、同年10月から13年9月までは24万円、同年10月から15年8月までは19万円、同年9月から16年8月までは20万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年10月1日から16年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成15年4月については22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から15年3月までの期間及び同年5月から16年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成15年4月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から16年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年4月については22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立人の当該期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から15年3月までの期間及び同年5月から16年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間のうち平成11年10月から15年8月までに係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、11年10月から12年9月までは44万円、同年10月から13年9月までは32万円、同年10月から15年8月までは50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11年10月から13年9月までは24万円、同年10月から14年9月までは18万円、同年10月から15年8月までは19万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年4月については、24万円とすることが必要である。
- 2 申立人の申立期間のうち平成15年10月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年10月については、62万円とすることが必要である。
- 3 なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から15年11月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めている上、平成11年10月から15年8月までの期間については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から15年3月までの期間及び同年5月から同年9月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成11年10月から12年9月までは34万円、同年10月から16年8月までは32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11年10月から12年9月までは24万円、同年10月から13年9月までは20万円、同年10月から14年9月までは19万円、同年10月から16年8月までは20万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から16年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金

保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成15年4月については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から15年3月までの期間及び同年5月から16年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成11年10月から12年9月までは24万円、同年10月から13年9月までは38万円、同年10月から14年9月までは36万円、同年10月から15年8月までは32万円、同年9月から16年8月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11年10月から12年9月までは22万円、同年10月から13年9月までは20万円、同年10月から16年8月までは19万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から16年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成15年4月については24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から15年3月までの期間及び同年5月から16年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成11年10月から15年8月までは50万円、同年9月から16年8月までは44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11年10月から14年9月までは26万円、同年10月から16年8月までは28万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年10月1日から16年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内で

あることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成15年4月については36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から15年3月までの期間及び同年5月から16年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成11年10月から12年9月までは44万円、同年10月から13年9月までは41万円、同年10月から15年8月までは50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11年10月から12年9月までは18万円、同年10月から13年9月までは20万円、同年10月から14年9月までは19万円、同年10月から15年8月までは20万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から15年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金

保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成15年4月については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から15年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成11年10月から12年9月までは22万円、同年10月から13年9月までは18万円、同年10月から14年9月までは22万円、同年10月から15年8月までは28万円、同年9月から16年8月までは24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11年10月から12年9月までは20万円、同年10月から14年9月までは16万円、同年10月から16年8月までは18万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から16年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成15年4月については22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から15年3月までの期間及び同年5月から16年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成12年10月から13年9月までは24万円、同年10月から14年9月までは20万円、同年10月から15年8月までは17万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12年10月から13年9月までは19万円、同年10月から14年9月までは17万円、同年10月から15年8月までは16万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から15年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金

保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成15年4月については17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月から15年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成13年10月から14年9月までは20万円、同年10月から15年5月までは26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13年10月から14年9月までは11万8,000円、同年10月から15年5月までは17万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月及び同年5月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年4月は22万円、同年5月は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から15年6月21日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内で

あることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年4月は22万円、同年5月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から15年3月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成14年10月から15年8月までは20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の14年10月から15年8月までは16万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月及び同年5月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年4月は19万円、同年5月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年10月1日から15年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定すること

となる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年4月は19万円、同年5月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年10月から15年3月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成14年10月から15年8月までは16万円、同年9月から16年8月までは17万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の14年10月から15年8月までは15万円、同年9月から16年8月までは14万2,000円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月、同年5月及び同年9月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年4月及び同年5月は17万円、同年9月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から16年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額に記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金

保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年4月及び同年5月は17万円、同年9月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年10月から15年3月までの期間、同年6月から同年8月までの期間及び同年10月から16年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成14年10月から15年5月までは36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の14年10月から15年5月までは19万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月及び同年5月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年4月及び同年5月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年10月1日から15年6月16日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定すること

となる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年4月、同年5月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年10月から15年3月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成14年10月から15年8月までは32万円、同年9月から16年8月までは50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の14年10月から15年8月までは18万円、同年9月から16年8月までは20万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、15年4月及び同年5月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年4月及び同年5月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年10月1日から16年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内で

あることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年4月、同年5月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額について、誤った金額の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月4日に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年10月から15年3月までの期間及び同年6月から16年8月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成15年4月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から16年9月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額に記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年4月については19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立人の当該期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 5 月から 16 年 8 月までの期間については、前述の「賃金台帳」において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年12月1日から14年12月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年12月から12年11月までは22万円、同年12月から13年11月までは20万円、同年12月から14年11月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から15年8月23日まで

A社に係る標準報酬月額が、平成10年10月より引き下げられている。その時期に給与条件の改定や残業時間数に変化は無かったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、報酬月額及び保険料控除額を確認できる事業所の資料、給与明細書は無いものの、B市役所が保管していた平成11年、12年、13年及び14年の所得に係る源泉徴収票から社会保険料等の金額が確認でき、当該社会保険料から判断すると、平成10年12月から14年11月までの期間において、申立人は、オンライン記録に見合う厚生年金保険料より高い額の厚生年金保険料を給与から控除されていたことがうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う

標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成10年12月1日から14年12月1日までの期間における標準報酬月額は、前述の源泉徴収票から確認できる給与収入額（年額）及び社会保険料控除額（年額）等から推計した報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、10年12月から12年11月までは22万円、同年12月から13年11月までは20万円、同年12月から14年11月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の源泉徴収票で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、当該期間についてオンライン記録で確認できる標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、前述の源泉徴収票で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成10年10月、同年11月及び14年12月から15年7月までの期間の標準報酬月額については、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を82万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月19日
平成19年10月19日にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。
申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年10月19日支払分退職賞与に係る「退職手当及び退職賞与支払通知」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、前述の「退職手当及び退職賞与支払通知」により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、82万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 6 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認でき、事業主は、「申立期間に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 78 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 23 日
平成 20 年 7 月 23 日に A 社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。
申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した平成 20 年 7 月 23 日支払分退職賞与に係る「退職手当及び退職賞与支払通知」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、前述の「退職手当及び退職賞与支払通知」により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、78 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 6 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認でき、事業主は、「申立期間に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 52 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 23 日
平成 20 年 7 月 23 日に A 社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。
申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した平成 20 年 7 月 23 日支払分退職賞与に係る「退職手当及び退職賞与支払通知」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、前述の「退職手当及び退職賞与支払通知」により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額

から、52万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年4月6日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認でき、事業主は、「申立期間に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 109 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 10 月 20 日
平成 20 年 10 月 20 日に A 社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。
申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した平成 20 年 10 月 20 日支払分退職賞与に係る「退職手当及び退職賞与支払通知」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、前述の「退職手当及び退職賞与支払通知」により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、109 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 6 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認でき、事業主は、「申立期間に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 59 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 20 日
平成 21 年 1 月 20 日に A 社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。
申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した平成 21 年 1 月 20 日支払分退職賞与に係る「退職手当及び退職賞与支払通知」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、前述の「退職手当及び退職賞与支払通知」により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、59 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月 6 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認でき、事業主は、「申立期間に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月31日から同年9月1日まで
昭和58年8月22日からA社で勤務し、59年8月31日付けで退職したが、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年8月31日とされているため、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した労働者名簿及び同僚の供述により、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和59年8月31日となっており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、申立事業所が加入するB厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員台帳及び厚生年金基金加入員番号払出簿により、申立人の加入員資格の喪失日は昭和59年9月1日であることが確認できる。

また、申立事業所が提出した申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失通知書では申立人の資格喪失日が当初記載されていた「昭和59年8月31日」から「昭和59年9月1日」に訂正されていることが確認できるところ、申立事業所は、「喪失日の訂正箇所」に当社での訂正印が無いので、基金が届出を受付

後に訂正したものを通知したと考えられる。これに基づく喪失日の訂正報告を、会社が社会保険事務所（当時）に行ったかは不明である。」と回答しており、前述の厚生年金基金は、「厚生年金基金加入員資格喪失通知書の備考欄に記載された退職日を基に訂正したと推測される。」と回答していることなどから判断すると、申立事業所は社会保険事務所に対して、資格喪失日を昭和 59 年 8 月 31 日として届出を行っていたことがうかがえる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 59 年 7 月の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び前述の厚生年金基金加入員資格喪失通知書に記載されている標準給与月額から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しているものの、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を一旦昭和 59 年 8 月 31 日として社会保険事務所へ届け出たことを認めていることなどから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 12 月まで

私は、昭和 62 年 9 月 29 日に A 社を退職したが、その後、B 市 C 区から国民年金への切換えの通知が郵送されてきた。そこで、昭和 62 年 12 月に私自身が同区役所へ出向き、国民年金及び国民健康保険への切替手続を行った。この時期は、子供が通院中であったので、国民健康保険証の仮証（国民健康保険被保険者資格取得証明書）をもらったと記憶している。

当時は失業中で、雇用保険の受給中だったが、私と私の妻の二人分を、近くの D 銀行 E 支店、F 郵便局又は G 郵便局で納付していたと記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 12 月に国民年金への加入手続を行い、申立期間については申立人の妻の分と一緒に国民年金保険料を納付したのではないかと記憶している旨主張している。そこで、申立人が加入手続を行ったと主張する当該月の初日である昭和 62 年 12 月 1 日から、申立人の妻が申立期間に対応する期間に係る保険料を納付することができるようになった日（申立人の妻の申立期間に対応する期間において、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の入力が行われた日）が平成元年 4 月 3 日であることから、当該月の末日までの期間について、B 市 C 区及び H 年金事務所に保管されている国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、いずれの払出簿にも申立人の氏名が見当たらない上、平成 9 年 1 月 1 日の基礎年金番号の付番以前に、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできなかつたと考えられる。

また、平成9年1月1日に、基礎年金番号が付番された時点においては、申立期間に係る国民年金保険料の納付については、既に時効に達しており、当該期間の保険料を遡って納付することができない。

さらに、オンライン記録によると、平成10年7月14日に、昭和53年8月16日の国民年金被保険者資格の喪失、62年9月30日の同取得、平成元年1月21日の同喪失、9年10月16日の同取得及び10年7月16日の同喪失は、追加処理されていることが確認でき、当該追加処理時点までは、申立人は申立期間について国民年金には未加入とされていることから、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から11年12月まで

私は、平成3年8月末でA社を退職した後、父の経営する会社に再就職したが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、母が私の国民年金の加入手続をし、家族全員分の国民年金保険料を納付していたと言っている。

父及び母は申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における国民年金被保険者資格の取得日は、オンライン記録によると、申立期間より後の平成12年6月27日に入力処理されており、申立人の基礎年金番号は、申立人がA社に就職した際に払い出された厚生年金保険記号番号が同日付で付番されている上、それ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立期間については国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の両親は、申立期間の保険料が全て納付済みとなっているが、申立人及びその弟の申立期間直後の平成12年1月の保険料は、時効間際の14年2月19日に過年度納付されており、11年12月の保険料については、時効後納付のため、保険料還付の手続が行われており、弟も申立期間のうち厚生年金保険被保険者資格喪失後の8年4月から11年12月までの期間の保険料が未納となっていることを踏まえると、両親の納付行動と申立人及びその弟の納付行動が同一であったとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連

資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から61年3月まで

私は、年金に関心を持っていたので、昭和51年に1年間休職していた期間も国民年金保険料を納付している上、3人の子どもの保険料も20歳到達時から就職するまで私が納付していたのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳及びA市B区の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和52年4月2日に国民年金被保険者資格を喪失した後、申立期間直後の61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまで、被保険者資格を再取得していないことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得手続及び保険料の納付に関する記憶が定かではない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年10月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料を私に代わって納付してくれた。その後の申立期間の保険料についても母が同様に一括納付してくれた。その納付を証明する国民年金手帳を母から受け取り、記録を確認したところ、申立期間のページに45年12月2日付の割印が押されている。

申立期間の保険料を納付したのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月1日発行の国民年金手帳を所持しており、その手帳の申立期間に係る国民年金印紙検認台紙が、45年12月2日の割印が押されて切り取られていることを、当該期間の保険料が一括納付された根拠と主張するが、当時、国民年金手帳の印紙検認台紙は保険料の納付の有無にかかわらず、印紙による保険料納付ができなくなった時点で割印を押して切り離すこととされており、保険料を納付したことを示すものではない。

また、印紙検認方式により保険料を納付した場合は、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に納付日を示す検認印を押すこととされていたが、申立人が所持する手帳には、申立期間に係る印紙検認記録欄に検認印が押されていない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を一括納付したとする昭和45年12月は、第1回特例納付の実施期間であったため、特例納付により申立期間の保険料を納付することは可能であったものの、特例納付した場合に保存することとされている申立人の特殊台帳は残されておらず、母親から当時の納付状

況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 57 年 3 月まで

私は、20 歳になった時はまだ学生だったが、両親が国民年金に対する関心が高かったので、母が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。私の分だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和 59 年 7 月に払い出されており、国民年金被保険者の資格については、申立人が 20 歳到達時の 55 年*月*日まで遡って取得していることが確認できるが、当該払出しより前に申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、この記号番号が払い出された時点で過年度納付することが可能な昭和 57 年 4 月までの国民年金保険料が遡って納付されていることは確認できるものの、申立期間は、当該払出時点からは時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は、当時の保険料の納付状況等に関する記憶が定かではなく、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無いなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2481 (事案 1140 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年3月まで
初回の申立てでは、申立期間については非あつせんとされたが、今回、20数年前に自宅の改装で住宅資金の融資を受けたときの書類が出てきたので、再申立てをする。過去の国民年金保険料を全期間納付していたので、融資を受けることができたことと記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月頃に払い出されており、それ以前に申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部(昭和47年1月から48年12月までの期間)は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、既に第2回目の特例納付の実施期間を過ぎていたことから、当該期間に係る4年間分の保険料を遡って一括で納めたとする申立内容は不自然であるとの判断がなされている。

今回、申立人は、保険料納付を示す資料として新たにA事業団(当時)から平成2年1月に住宅資金の融資を受けた際の関係書類を提出しており、当該書類によると申立人は290万円の融資を受けているが、A事業団の業務を引き継いだB法人は、「当時の融資限度額は、国民年金の納付済期間が10年以上15年未満の場合は290万円、15年以上の場合は360万円であった。」と説明していることから、申立人は、融資を受けた2年1月時点の納付済期間である14年6か月(申立期間及び初回にあつせんされた3か月を除く。)に見合う金額の融資を受けたものと考えられる。

したがって、当該書類は申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す根拠とはならず、その他に委員会の当初の判断を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 9 月に国民年金に加入し、結婚後も任意加入して国民年金保険料を納付していた。60 年 7 月に国民年金被保険者の資格喪失を行った記憶は無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳によると、申立人の国民年金被保険者資格については、婚姻した昭和 56 年 12 月 * 日付けで強制加入から任意加入に変更された後、申立期間当初の 60 年 7 月 2 日に喪失した旨の記載があることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、納付書が発行されないため、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から4年3月まで

私は、平成5年11月の婚姻を契機に国民年金第3号被保険者の手続を行った際、国民年金保険料の未納期間があることを知り、第3号被保険者資格を取得するまでの6か月と申立期間の保険料を一括して納付したので、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の平成7年2月に払い出されており、当該払出時点で厚生年金保険被保険者資格の喪失時の5年9月1日に遡って最初の国民年金被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されることはなく、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、仮に、申立期間が未加入期間ではなかったとしても、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時、学生であったと説明していることから、申立期間のうち、平成元年3月から学生が国民年金に強制加入となる直前の3年3月までの期間は任意加入対象期間であり、遡って国民年金被保険者の資格を取得することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から56年6月まで
② 昭和56年7月から58年3月まで

申立期間①については、私が昭和56年6月頃にA市の出張所において、パスポート申請を行った際、出張所職員に20歳からの国民年金保険料の未納分を特例納付で一括納付できると言われたので、保険料約7万円から8万円を納付した。申立期間②については、58年12月頃に職場の経理課職員から、私の国民年金保険料の納付請求が来たので、期末手当等から2年分の保険料を遡って納付したと聞かされた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金手帳を交付されたことが無いと説明しており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人に対して記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されないため、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①については、申立人は、昭和56年6月頃に、A市の出張所において特例納付により保険料を一括納付したと供述しているが、当該納付時点では、第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）は既に終了しており、仮に特例納付を利用して保険料を納付できたとしても、申立金額は申立期間①を第3回特例納付により一括納付した場合の金額と大きく相違している。

さらに、申立期間②については、申立人は、職場の経理課職員が申立人の期末手当等から2年分の保険料を納付してくれたと供述しているが、当該事業所

の経理課では、当時の申立人の源泉徴収簿等を確認しても申立人の保険料を納付した記録は無いと説明している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月

私は、申立期間当時、国民年金保険料を金融機関の口座から引き落しており、当該口座の記録では、平成元年 4 月の保険料の還付は確認できるものの、昭和 58 年 11 月分については、還付金が入金された形跡がなく、別に現金で受け取った記憶も無い。

年金事務所からは、既に還付済みである旨の回答があったが、どのような方法で還付が行われたのか、はっきりした説明が無い。

申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できないので、当該保険料を還付し、昭和 59 年 1 月分の保険料として充当してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特殊台帳及びA町の被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料を一旦は納付していたことが確認できるものの、特殊台帳の備考欄に「還付 58.11 5,830 円 (58.12.26)」と記載されていることから、昭和 58 年 12 月 26 日に申立期間の保険料が過誤納されたと判断されていることが確認でき、オンライン記録によると、申立人は当該期間について厚生年金保険の被保険者であったため、当該保険料が還付されることに不自然さは無く、特殊台帳の記載内容にも不合理な点は見られない。

また、A町の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「還付 58.11 分 59/1.13」と記載され、昭和 58 年 11 月の納付記録欄には「納(丸囲み)、還(丸囲み)」の記載があること、同町は社会保険事務所(当時)から当該還付に係る連絡を受けてこれらの記載を行ったと考えられること等を踏まえると、申立期間の保険料は還付されたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 4 月に A 職になったが、共済組合に加入できなかったことから、職場で国民年金及び国民健康保険への加入を指導され、同年同月に国民年金及び国民健康保険に加入した。国民年金保険料については、家に来ていた自治会か婦人会の役員に、家族 3 人分を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に両親の保険料を含めて納付していたと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和 54 年 7 月に払い出され、20 歳到達時の 49 年*月に遡って国民年金被保険者の資格を取得しており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該記号番号が払い出された時点からは、申立期間の保険料については、過年度納付する必要があるため、現年度納付の保険料を扱う集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、B 町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間を含む 20 歳到達時の昭和 49 年*月から 54 年 3 月までの保険料が未納と記録されており、同町と社会保険事務所（当時）との間で、54 年 10 月 31 日に、当該未納期間を含む納付記録の照合が行われていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から53年11月まで

私は、昭和47年7月に結婚し、すぐに国民年金に加入した。結婚後に入居した夫の社宅では、専業主婦の人は皆、国民年金に加入していたので、社宅の集金役が国民年金保険料を集金し、地区の区長に持参していたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の昭和53年12月6日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は同年同月に払い出されている上、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことは確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、遡って国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、現在所持するオレンジ色の年金手帳を交付されたとしているが、同色の年金手帳の発行は昭和49年11月以降であり、申立人が国民年金に加入したとする47年時点でこの年金手帳が交付されることは無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 61 年 4 月 17 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い金額で記録されていた。
申立期間の給与明細書は無いが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 56 年 10 月に 20 万円から 15 万円に、57 年 12 月に 15 万円から 12 万 6,000 円に減額されており、申立期間の給与明細書は無いものの、給与支給額が減額した記憶は無いとして申し立てている。

しかしながら、申立事業所は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない上、申立期間当時、申立事業所に勤務したとする同僚が提供した給与明細書のうち、申立期間に対応した昭和 56 年 9 月分から 57 年 12 月分まで（ただし、昭和 56 年 12 月分は提供されていない。）の期間に係る厚生年金保険料の控除額について、56 年 9 月分の給与明細書において 11 万 8,000 円の標準報酬月額に見合う保険料が控除されているものの、同年 10 月分の給与明細書において 8 万 6,000 円の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できるところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚は申立人と同様に同年 10 月において標準報酬月額が減額されているのが確認できるとともに、提供された給与明細書の全てについて、記載されている厚生年金保険料の控除額に

見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立事業所に係る商業登記簿により、申立人は昭和 50 年 7 月 29 日から 61 年 4 月 10 日までの期間は取締役であることが確認できるところ、連絡の取れた同僚 4 人は、申立人は申立期間当時、社会保険事務を取り扱っていたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月頃 から 35 年 7 月頃 まで

A社B支社（現在は、A社C支社）に入社して、D地区班長の下で約1年間勤務した後、E地区班が設けられた際、当時の支社長から当地区の班長に任命された。

昭和 32 年 7 月から申立事業所では、班長職以上の社員を厚生年金保険に加入させる取扱いになったため、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間であったと考えられる。

また、昭和 34 年*月に私の夫が死亡した際、申立事業所から花輪が届いたが、班長職に就いていなかった同僚の夫が死亡した際には花輪は届かなかったと聞いているので、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間であったと思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支社における当時の勤務状況等に係る供述などから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は「申立期間当時、班長職の従業員について厚生年金保険に加入させていたようだが、申立人の当事業所における在籍に関する資料は残っておらず、申立人の勤務実態及び申立期間の保険料控除については不明である。」と回答している。

また、申立事業所に係る申立期間を含む昭和 30 年 1 月から 35 年 9 月までの厚生年金保険被保険者資格の取得日が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は見当たらない上、同被保険者名簿において

当該期間の健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち、2人は連絡先が不明であり、他の2人についても申立人が姓のみしか記憶していないことから、個人を特定することができない上、前述の被保険者名簿において、申立人が勤務したとする時期に、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に確認したが、当該同僚から申立内容を裏付ける供述等は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3879（事案 3176 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されていることが分かったので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間について、私が主張したとおりの標準報酬月額の記録の訂正は認められなかった。

今回、厚生年金保険料の計算書を提出するので、申立期間について給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

年金記録の訂正が認められないのであれば、国（年金記録確認第三者委員会）から事業所に対し、余分に控除した厚生年金保険料を返還するように指導を行ってほしい。

指導ができないのであれば、労働基準法の賃金支払 5 原則に違反するので、それに向けた手続を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の前回の申立期間である平成 13 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、及び 14 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 1 日までの期間に係る

標準報酬月額については、申立人が保管する給与支給明細書並びにB社の経理及び社会保険関係事務を統括しているとするC社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断して、既に当委員会の決定に基づき、前回の申立期間のうち、13年8月は36万円、15年8月は32万円として、年金記録の訂正を行う必要があるとする一方、前回の申立期間のうち、14年10月1日から15年8月1日までの期間については、前述の給与支給明細書及び賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28万円）よりも高額であるものの、前述の給与支給明細書及び賃金台帳に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないことを理由として、既に当委員会において当該期間に係るあっせんは行わないとの判断がなされ、23年1月13日付で通知が行われている。

今回、申立人は、上記の判断に納得できないとして、自身が作成した厚生年金保険料の計算書を提出して再申立てを行っているが、これは委員会の当初の判断を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の判断を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間については、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

なお、当委員会は、年金記録の訂正に関し判断を行う機関であり、申立人の、「年金記録の訂正が認められないのであれば、国（年金記録確認第三者委員会）から事業所に対し、余分に控除した厚生年金保険料を返還するように指導を行ってほしい。」、「指導ができないのであれば、労働基準法の賃金支払5原則に違反するので、それに向けた手続を行ってほしい。」とする申立てについては、年金記録訂正の対象となるものではなく、当委員会における調査・審議の対象ではない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月 1 日から 54 年 1 月 21 日まで
② 昭和 61 年 9 月 1 日から平成 2 年 8 月 1 日まで
③ 平成 14 年 9 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」が届き標準報酬月額を確認したところ、A事業所に勤務した申立期間①、B事業所に勤務した申立期間②及びC事業所に勤務した申立期間③において、全ての申立期間の標準報酬月額が、支給を受けた給与の金額よりも低く記録されていた。実際に支給を受けた給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「A事業所に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、同社への入社条件であった 30 万円である。」と主張しているものの、A事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬は、事業主により報酬月額 12 万円として届出されており、標準報酬月額 11 万 8,000 円で決定されていることが確認できる上、当該事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書には、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額は、15 万円と記載されていることが確認でき、当該資格の取得時及び喪失時のいずれにおいても、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。
- 2 申立期間②のうち、昭和 61 年 9 月 1 日から平成元年 12 月 1 日までの期間について、申立人は、「B事業所に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、同

社の直前に勤務していたD事業所での最後の標準報酬月額（47万円）と同じ金額のはずである。」と主張しているが、B事業所の現在の事業主は、「申立人は、給与についてD事業所に勤務していた時と同じ金額での支給を申し出ていたが、D事業所とB事業所では、会社の規模も違い、同じ金額は支払えないということになったと記憶している上、社長よりも高い給与を支払うことは、常識的に考えてもあり得ないことだ。」と回答している。

また、申立期間②のうち、平成元年12月1日から2年8月1日までの期間について、申立人は、「当時自宅を新築し、ローンの返済等をしており、年金事務所が記録する標準報酬月額よりも多い給与額が支給されていた。」と主張しているが、B事業所の現在の事業主は、「申立人に対し、家を建てたことによる給与の増額は無かった。」と回答している。

3 申立期間③について、申立人は、「C事業所に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、同社へ入社した時から59万円である。」と主張しているものの、C事業所が加入していたE厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届から、事業主は、平成14年9月1日付けの厚生年金基金被保険者資格取得時の標準給与月額を、30万円として届け出ていることが確認できる上、当該基金が保管する厚生年金基金加入員給与月額変更届から、事業主は、同年11月の報酬月額を60万円、同年12月の報酬月額を60万円、15年1月の報酬月額を60万円として、同年2月1日付けで標準給与月額を59万円に改定する届出を提出していることが確認でき、いずれの届書においても、当該基金における標準給与月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

4 申立人が、全ての申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の各事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が全ての申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月9日から33年1月31日まで

A社(現在は、B社)C工場に勤務した申立期間について、脱退手当金の支給対象となっている旨の回答を年金事務所からもらったが、私は脱退手当金の申請もしていないし、受け取った憶えも無いので、脱退手当金の支給記録を訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失月である昭和33年1月の前後2年以内に資格喪失した者31人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、28人に脱退手当金の支給記録が有り、うち27人が約3か月以内に支給されており、複数の女性同僚は、「A社C工場を退職するときには、会社が脱退手当金の代理請求の手続をしてくれた。」と供述していることから判断すると、同事業所では、当時、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年4月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

さらに、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、その後、昭和38年5月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいふことができない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立

期間である1回目のA社C工場に係る被保険者期間と申立期間後の同事業所への再入社に係る被保険者期間は別の記号番号で管理されており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から10年4月11日まで
代表取締役として勤務していたA社において、申立期間は、年間780万円の役員報酬を受け取っており、標準報酬月額は上限の59万円となるどころ、日本年金機構の記録では申立期間に係る標準報酬月額は32万円となっている。

申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社に係る平成7年度分確定申告書附表の役員報酬手当等の内訳から推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額については、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高いことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない上、当該事業所に係る登記簿謄本及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人自身が代表取締役及び事業主として同社に在籍していたことが認められる。

また、申立人が所持する預金通帳で、当該事業所分の保険料（厚生年金保険、健康保険及び児童手当）が引き落とされていることが確認でき、そのうち平成8年12月2日付け、9年6月2日付け、同年10月31日付けの保険料引き落とし額（申立人を含む3人分の被保険者及び事業主負担分）は、いずれも、オンライン記録の標準報酬月額から算出される保険料（申立人を含む3人分の被保険者及び事業主負担分）の合計額と一致する。

さらに、申立人は、会社の経理等の事務については、申立人の妻である経理責任者及び事務員に委ねていたとしているが、申立人は事業主として標準報酬月額に基づく保険料の納付義務を履行する職責にあり、社会保険料及び給与

計算に係る事務に関与していなかったとは認められない。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定されている「厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間において、A社から提出された賃金台帳において確認できる申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額である。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 5 月 22 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間において、A社から提出された賃金台帳において確認できる申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額である。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 11 月 21 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間において、A社から提出された賃金台帳において確認できる申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額である。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 15 年 3 月 25 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間において、A社から提出された賃金台帳において確認できる申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額である。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間において、A社から提出された賃金台帳において確認できる申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額である。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 7 月 21 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間において、A社から提出された賃金台帳において確認できる申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額である。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 15 年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間において、A社から提出された賃金台帳において確認できる申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額である。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間において、A社から提出された賃金台帳において確認できる申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額である。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で記録されていることが分かった。同社は、その後、訂正の届出を行っているが、当該訂正後の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない記録とされているとのことであった。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間において、A社から提出された賃金台帳において確認できる申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額である。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 31 日から 48 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 45 年 9 月 21 日から 47 年 12 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

昭和 47 年 12 月分の給与を同年 12 月 25 日に受取りに行き、同年 12 月末で退職する手続きを行った。退職月の給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 12 月 31 日まで勤務した旨主張しているが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、A 社に係る離職日は同年 12 月 30 日であることが確認できる上、当該離職日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された退職日と一致している。

また、B 社は、「厚生年金保険料の控除は、翌月控除であり、申立人の昭和 47 年 12 月分の保険料は控除していない。」と供述しているところ、申立人が提出した昭和 47 年 12 月分の給与明細書からは、1 か月分の保険料控除が確認できる上、同年 1 月分の給与明細書からは保険料控除が行われたことが確認できない。

さらに、申立事業所の事業主は、「当時の記録は無いが、昭和 47 年 12 月 30 日は土曜日であった。当時は週休 1 日制で日曜日のみ休日であったので、最後の出勤日であった同月 30 日の土曜日を退職日とし、翌日の同月 31 日を資格喪失日として届出を行っていたと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。